

北秋田市測量及び建設コンサルタント業務等 入札参加資格審査申請書 作成要領

令和 7・8 年度において、北秋田市が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する方は、次により申請してください。

【用語説明】

- ・市内業者…市内に主たる営業所を有する者又は市内に従たる営業所を有し、北秋田市市税条例第 47 条の規定による市民税を申告納付している者
- ・市外業者…市内業者以外の者

1. 入札参加資格の条件

次の各号に該当する者については、資格審査を行いません。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- ②申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者であると認められる者
- ③測量業務にあつては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の 5 の規定による登録、建築関係建設コンサルタント業務（建築一般のみ）にあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 1 の規定による登録を受けていない者
- ④申請書提出日において、その直前 2 営業年度に建設コンサルタント業務等の実績のない者。ただし、第 3 条第 2 項の登録状況及び技術者の保有状況等により資格審査することが適当と認められる場合を除く。

※申請書に虚偽の記載、重要な事実および事項に故意の記載漏れがあり、不正に入札参加資格を取得したことが判明した場合は、指名停止や入札参加資格の取消し等の措置をとります。

2. 申請書の受付期間

令和 7 年 1 月 10 日（金）から令和 7 年 2 月 10 日まで（月）まで

※土・日曜日、祝日を除きます。

※郵便又は宅配便等の場合は、令和 7 年 2 月 10 日（月）までに必着とします。

3. 提出及び問合せ先

申請書は、次の提出先まで持参するか、郵送・宅配便等により提出してください。持参する場合は、午前8時30分から午後5時までに持参してください。

【提出・問い合わせ先】

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号

北秋田市役所 本庁舎2階 財務部 財政課 財政係

TEL: 0186-62-6607 FAX: 0186-62-1131

4. 提出書類の作成のしかたについて

申請書類の作成のしかたについては、次のとおりとなります。なお、証明書類の提出については、提出時において発行から3か月以内のものとし、写しも可とします。

(1) 北秋田市建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）

この様式は、申請をしようとする市内・市外すべての事業者が記入してください。

※印には何も記載しないでください。

- ① この申請書は、本社（店）について、申請日現在で記入してください。
- ② 申請者は、本社（店）の代表者となります。印鑑は省略します。
- ③ 上部右側の日付は、申請年月日を記載してください。
- ④ 「本社（店）郵便番号」欄には、本社（店）所在地の郵便番号を記載してください。
- ⑤ 「フリガナ」の欄は、カタカナで記載してください。
- ⑥ 「本社（店）住所」欄は、都道府県名から記載してください。ただし、都道府県名については、フリガナの記載は必要ありません。
また、住所における「丁目」、「番地」及び「号」は、「ー（ハイフン）」により省略して記載してください。

（記載例）

本社（店）の住所が「北秋田市花園町1丁目1番1号」の場合

キタアキタシハナゾノチョウ

秋 田 県 北 秋 田 市 花 園 町 1 - 1 - 1

- ⑦ 「商号又は名称」欄での「株式会社」等の法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いてください。なお、「商号又は名称」欄の「株式会社」等の法人の種類を表す略号については、フリガナの記載は必要ありません。

また、「商号又は名称」の中にカタカナが含まれる場合でも、必ずフリガナの記載を行ってください。

(法人の種類を表す略号)

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	一般財団法人	特例財団法人	特例社団法人			
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(一財)	(特財)	(特社)			

(記載例)

商号が「株式会社北秋田エンジニアリング」の場合

キタアキタエンジニアリング
(株) 北秋田 エ ン ジ ニ ア リ ン グ

- ⑧ 「代表者職氏名」の(役職名)欄には、【代表取締役】、【代表取締役社長】、【取締役社長】等の名称を正確に記入してください。なお、役職名は、入札書、見積書及び契約書等に表示する役職名を記入してください。

なお、個人事業の方については、(役職名)欄に【代表】と記入してください。

- ⑨ 「代表者職氏名」欄の(氏名)欄及び「担当者氏名」欄(ともにフリガナを含む。)については、姓と名前の間にスペースをあけてください。

(記載例)

ホクシュウ タロウ
北 秋 太 郎

- ⑩ 「担当者氏名」欄には、申請者の職員のうち北秋田市に対する申請内容を把握している方(各支店・営業所等に所属する職員を含む、当市からの、当該申請についての質問に答えられる方)を記入してください。

- ⑪ 「本社(店)電話番号」、「本社(店)FAX番号」欄及び「担当者電話番号」(必要があれば内線番号)の各欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー(ハイフン)」で区切り、()は用いないでください。なお、「担当者電話番号」については、会社としての代表電話番号と別に、当該担当者への直通電話がある場合には、その直通電話番号を記載してください。

(記載例)

0 1 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1

- ⑫ 「メールアドレス」欄には、個人の方のメールアドレスでも構いませんが、当市からの業務上の連絡に対応可能な（方の）アドレスを記載してください。

なお、メールアドレスを持っていない場合は、「なし」と記載してください。

また、メールアドレス中、「大文字」、「小文字」、「-（ハイフン）」、「_（アンダーバー）」、「.（ドット）」等は明確に記載してください。

- ⑬ 「登録を受けている事業について」欄について、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。

なお、記載する場合においては、添付書類として該当する登録証明書の写しを提出してください。

ア	測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合
イ	建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合
ウ	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規定第2条による登録を受けている場合
エ	地質調査業者	地質調査業者登録規定第2条による登録を受けている場合
オ	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規定第2条による登録を受けている場合
カ	不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を受けている場合
キ	土地家屋調査士	家屋調査士法第8条による登録を受けている場合 土地家屋調査士が2名以上所属しているときは、1名について記載する。
ク	司法書士	司法書士法第8条による登録を受けている場合
ケ	計量証明事業者	計量法第107条による登録を受けている場合
コ	特定計量証明事業者	計量法第121条の2による「特定計量証明事業」の認定を受けている場合
サ	その他の登録を受けている場合は、登録事業名の部分が空白の欄に記載してください。	

(2) 入札参加資格認定希望業務種別調書（様式第2号）

この調書は、北秋田市が作成する「有資格業者名簿」への登録（入札参加資格の認定）を希望する業務種別（別表1）について記載してください。

万が一、記載漏れがあった場合には、その業務種別については、北秋田市が作成する資格名簿への登録を希望しないものとみなしますのでご注意ください。（有資格者名簿に登録されていない業務種別に係る測量及び建設コンサルタント業務等の入札等へは参加できません）

※北秋田市では、「水質検査業務」、「下水路・下水管等の清掃業務」及び「漏水調査」・「不動産鑑定」・「登記手続等」については、以下のとおり取り扱いますのでご注意ください。

1) 「水質検査業務」

水質検査業務については、「環境調査業務」に記載してください。したがって、当該業務に関して申請を行う場合には、測量及び建設コンサルタント業務等に係る申請手順に従ってください。

2) 「下水路・下水管等の清掃業務」

下水路・下水管等の清掃業務については、TV調査の有無に係わらず、一律に役務提供として取り扱います。したがって、申請を行う場合には、役務提供に係る申請手順に従ってください。

3) 「漏水調査」・「不動産鑑定」・「登記手続等」

漏水調査、不動産鑑定及び登記手続等の業務については、役務提供として取り扱います。したがって、申請を行う場合には、役務提供に係る申請手順に従ってください。

① 「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」及び「直前2カ年間の年間平均実績高」の各欄には、「入札参加資格希望業種区分」の測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務の各業種のうち、「有資格業者名簿」への登録を希望する業種についてのみ記載してください。

② 「直前1年度分決算」とは、審査基準日（申請しようとする日の直前の営業年度の終了日）において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「直前2年度分決算」とは、直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「直前2カ年間の年間平均実績高」とは、両決算の合計を2で除して得た数値（千円未満は四捨五入）をそれぞれいいます。

なお、決算が1事業年度1回の場合には、「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄の右欄のみに記載してください。

③ 直前2年度分決算の欄には、次の金額を記載してください。

普通法人・・・・・・決算報告書の損益計算書の「売上」金額

公益法人・・・・・・収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額

個人（青色申告）・確定申告書控えにある損益計算書の「売上（収入）」金額

個人（白色申告）・確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額

組合・・・・・・決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額

各売上・収入等実績は、当該事業に係るもののみを記入してください。

④ 各々の金額については、消費税を含まない額とします。

実績がない業種についても「有資格業者名簿」への登録を希望する場合は、「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」及び「直前2カ年間の年間平均実績高」の各欄には、「0（ゼロ）」を記載してください。

また、希望する業種以外の業種の実績高や兼業事業に係る実績高については、「その他」の欄にその額を記載してください。

（記載例）

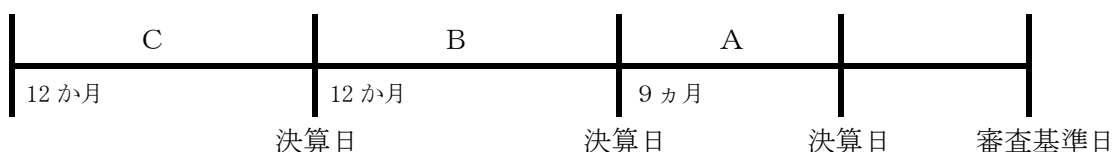
直前2カ年間の年間平均実績高が、次のような場合で「有資格業者名簿への登録」を希望する場合。

- ・「測量業務」 5,000,000円
- ・「土木関係建設コンサルタント業務」 50,000,000円
- ・「地質調査業務」 0円（実績なし）
- ・兼業事業（物品販売等） 1,000,000円

入札参加資格 認定業種区分	省略	直前2カ年間の 年間平均実績高 (千円)								
測量業務	省略						5	0	0	0
建築関係建設コンサルタント業務										
土木関係建設コンサルタント業務						5	0	0	0	0
地質調査業務										0
補償関係コンサルタント業務										
環境調査業務										
その他							1	0	0	0
合 計						5	6	0	0	0

⑤ 直前2カ年の間に創業や営業年度の変更があった場合は、以下の例により算定してください。

（例1） 営業年度を変更したため、審査基準日の直前2カ年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合



直前2年の各営業年度の合計月数・・・(A+B=21ヵ月)

不足月数・・・(24-21=3ヵ月)

(計算式)

$\{A+B+(C \times 3 / 12)\} \times 1 / 2 =$ 直前2カ年間の年間平均実績

(例2) 新規の営業を開始したことにより合計月数が24ヵ月に満たない場合

(計算式)

各事業年度の実績高の合計額 $\times 1 / 2 =$ 直前2カ年の年間平均実績

(例3) 個人企業から会社組織に以降し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併した場合

移行前の企業、吸収合併前の各企業の契約実績(ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります。)も実績高に含めてください。

⑥ 「有資格者(技術者)人数」欄については、該当する資格等について申請時現在の該当職員数(申請日現在の当該職員数が把握できない場合には、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日における当該職員数でも構いません。)を記載してください。各欄の数字は右詰とします。

なお、1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。

ただし、1人で同一種類である「1級・2級」「士・士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上してください。

また、同欄中「公共用地経験者」の欄には、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者の数を記載してください。

⑦ 土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務における以下の資格については、以下のとおり記載してください。

1) 土木関係建設コンサルタント業務

技術士(建設部門)のうち選択科目が土質及び基礎以外のものは、「建設部門」欄に記載してください。

2) 技術士(建設部門)のうち選択科目を土質及び基礎とするもの及び技術士(応用理学部門)のうち選択科目を地質とするものは、「地質調査」欄に記載してください。

- ⑧ 「有資格者（技術者）人数」欄に、友好関係や協力関係にある別企業の職員を混同して計上して記載される方が見受けられますが、あくまで自社の職員についてのみ記載してください。

※ 申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の認定が受けられず、また認定後発覚した場合には、取り消されることがありますので注意してください。

- ⑨ 本調書に記載していただく各資格についての説明を別表2において示しますので、参考にしてください。

別表1 業務種別の区分及び業務内容の概要

業務の種類	業務の概要	業務の細別
測量業務	土地の測量（地図の調整及び測量写真の撮影を含む）を行う業務	測量一般、地図の調整、航空測量
建築関係 建設コンサルタント業務	建築に関する工事の設計及び監理若しくは建築に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、工事監理（建築・電気・機械）調査、耐震診断、地区計画及び地域計画
土木関係 建設コンサルタント業務	土木に関する工事の設計若しくは調査、企画、立案、若しくは助言を行う業務	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、網構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、交通量調査、経済調査、分析・解析、宅地造成、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理
地質調査業務	地質又は土質について調査、計測、解析、判断することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築等の工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務	地質調査
補償関係 コンサルタント業務	公共事業に必要な土地等の取得、若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関する業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
環境調査業務	環境全般について調査、計測、解析、判定を行う業務	騒音調査、振動調査、大気調査、日照調査、電波調査、水質調査、土壌調査

別表 2 技術者の資格について

資格の種類	資格についての説明（関係法令等）
一級（二級）建築士	建築士法による一級（二級）建築士の免許を受けている者
建築設備資格者	建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和 60 年建設省告示第 1526 号）による建築設備資格者の登録を受けている者
建築積算資格者	社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者の試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者
二級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を二級の土木施工管理（種別は問わない）とするものに合格した者
測量士（測量士補）	測量法による測量士（測量士補）の登録を受けている者
環境計量士	計量法による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者
土地家屋調査士	土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士	司法書士法による司法書士の登録を受けている者
技術士 （総合技術監理部門）	技術士法による第 2 次試験のうち、「総合技術監理部門」に合格し、同法による登録を受けている者。ただし、選択科目を「電気電子部門」及び「情報学部門」の全選択科目、「建設部門」における「土質及び基礎」を除く選択科目、「機械設計」、「流体力学」、「交通・物流機械及び建設機械」、「農業土木」「森林土木」又は「水産土木」のいずれかとするものに限る。
技術士（建設部門）	技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を「建設部門」（ただし、選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
技術士（農業部門）	技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を「農業部門」（ただし、選択科目を「農業土木」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
技術士（林業部門）	技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を「林業部門」（ただし、選択科目を「森林土木」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
技術士（水産部門）	技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を「水産部門」（ただし、選択科目を「水産土木」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
技術士（上下水道部門）	技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を「上下水道部門」とするものに合格し、同法による登録を受けている者
技術士（衛生工学部門）	技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を「衛生工学部門」とするものに合格し、同法による登録を受けている者
技術士（電気・電子部門）	技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を「電気・電子部門」とするものに合格し、同法による登録を受けている者
技術士（機械部門）	技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を「機械部門」（ただし、選択科目を「機械設計」、「流体力学」又は「交通・物流機械及び建設機械」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
技術士（情報工学部門）	技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を「情報工学」とするものに合格し、同法による登録を受けている者
技術士（地質調査）	技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る）とするものに合格、又は総合技術監理部門（選択科目を「土質及び基礎」又は「地質」とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者
第一種電気主任技術者	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者

伝送交換主任技術者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
路線主任技術者	電気通信事業法による路線主任技術者資格者証の交付を受けている者
APECエンジニア	アジア太平洋経済協力会議（APEC）が取りまとめた「APECエンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者
RCCM	社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM試験に合格し、登録を受けている者
地質調査技士	社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償業務管理士	社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者
公共用地経験者	官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者

3. 業態調書（様式第3号）

この調書は、北秋田市の測量及び建設コンサルタント業務等の業務区分のうち、申請者において入札等への参加を希望する詳細な業務区分を把握するための書類です。

本調書に記載された業務の細別についての「有資格業者名簿」への登録の希望は、入札等への参加要件とします。記載もれがあった場合には、参加を希望する業務の入札等に参加できませんので記載にあたっては十分注意してください。

- ① 「建設コンサルタント登録規程又は補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門及び希望業務の確認」欄の「登録」の欄については、申請者において、建設コンサルタント登録規程第2条による登録、地質調査業者登録規程第2条による登録及び補償コンサルタント登録規程第2条による登録のうち、現に登録を受けている業務区分に「○」印を付してください。
- ② 「希望」の欄には、実際の発注に際して、入札等への参加を希望するすべての業務の細別に「○」印を付してください。
- ③ 「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、測量法第55条の登録が必要となりますので、測量業者登録証明書の写しを添付してください。
- ④ 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望する方は、建築士法第23条の登録が必要となりますので、建築士事務所登録証明書の写しを添付してください。

- ⑤ 希望する「業務の細別」は、実際に受注した場合に自社において確実に履行できるものであること。万が一、これに反した記載及び事実があった場合には、申請書の虚偽記載とみなされ、指名停止措置の対象となる場合もありますのでご注意ください。

(4) 支店（営業所）調書（様式第4号）

この調書は、市外業者の方で、実際の入札・見積書の提出及び契約等に関する行為について、本社（店）の代表者から支店又は営業所等の代表者に対して、その権限を委任する場合に提出して下さい。なお、登録する支店（営業所）については、必ず必要な自社社員を常勤で配置してください。（派遣社員・契約社員等の配置は認められません。また、転送電話等を設置するのみで人員配置が認められない場合も登録することができません。）

- ① この調書は、申請日現在で記載してください。

なお、この調書は様式第1号の記載例を参考に作成してください。

(5) 委任状（任意様式）

- ・本社代表者が、支店長・営業所長等特定の者に継続的に契約権限を委任する場合に提出してください。
- ・必ず押印された原本を提出してください。（写しは不可）

(6) 技術者経歴書（様式第5号）

この名簿は、各申請者において、自身の会社に属する技術者の氏名とその方が有する資格について記載してください。

技術職員とは、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術職員を指し、臨時社員（パートタイマーや日雇いの作業員を含む。）、在籍出向者、派遣社員、契約社員、協力会社の社員は含まれません。

- ① この書類は、「有資格業者名簿」に登録を希望する「業務の種類」（様式第3号における「業務の種類」を指します）及び「業務の細別」（様式第3号における「業務の細別」を指します）ごとに作成してください。（本様式の右肩部分記載する内容）

なお、本様式に記載すべき内容がすべて網羅されている場合に限り、自社における独自様式による「技術者経歴書」等の提出をすることによって、本書類の提出を省略することができます。

- ② 同一の技術者が、ひとつの業種に関連する資格を複数有する場合には、そのすべてについて記入してください。

なお、1人で2以上の資格を有している場合で、1級及び2級の同資格を有している

場合（ただし、技術士を除く。）は、1 級（上位の級）についてのみ記載してください。

（記載例）

(フリガナ) 氏 名	法令による免許等		実 務 経 験	実務経験 年月日
	名 称	取得年月日		
ホクシュウ タロウ 北 秋 太郎	一級建築士	S50. 1. 1	〇〇設計工事	31 年 1 月
	建築設備資格者	S52. 1. 1	〇〇設計工事	

③ 「氏名」欄には、各技術者の氏名を記載してください（「フリガナ」を含む。）

④ 「法令による免許等」欄の「名称」欄には、「一級建築士」、「建築設備資格者」等の資格の名称を記載してください。

また、「取得年月日」欄には、当該資格を取得した年月日を記載してください。

⑤ 「実務経験」欄には、当該技術者が今までに従事した工事のうち、最近 10 年間に従事した工事（工事の名称、工事概要及び発注機関の名称等）のうち代表的なもの（1 つで可）について記載してください。

（記載例）

〇〇建設工事（令和 2 年受注、発注者：秋田県）

⑥ 「経験年月数」欄には、建設業に従事してからの年月数を記載してください。

（7）使用印鑑届（様式第 6 号）

- ・入札、契約等に使用する印鑑の届出になります。
- ・代表者名欄の押印は省略します。

（8）測量等実績調書

① 本調書は、申請する業務ごとに作成して提出してください。

ただし、土木関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務又は環境調査業務を申請する場合は、「申請部門」ごとに作成してください。

② 直近 2 事業年度の主な完成業務について、3 件以内を記載してください。

ただし、測量業務については「測量法 55 条の 8 の規定に基づく書類」、土木関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務又は地質調査業務については「各登録規程に基づく現況報告書」に記載されている業務より任意に選定し記載してください。

③ 「業務の内容」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載してください。

- ④ 上記の内容が記載されていれば、様式は任意でかまいません。

(9) 営業に関し法律上必要とする登録証明書

【測量業務】

- ① 直近に提出した測量法第 55 条の 8 の規定による書類の写し(確認印有無は問わない)
※財務諸表部分を除く。
※委任先がある場合は、委任先も登録を受けていることが分かる部分も添付すること。
- ② 直近に提出した登録申請書の状況から変更があった場合は、変更届出書等の写し

【土木関係建設コンサルタント業務】

- ① 直近に提出した建設コンサルタント登録規程第 7 条第 1 項の規定による現況報告書の写し(確認印有無は問わない)
※財務諸表部分を除く。
※委任先がある場合は、委任先も登録を受けていることが分かる部分も添付すること。
- ② 直近の現況報告書の内容から営業所の状況に異動があった場合、建設コンサルタント登録規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等の写し

【建築関係建設コンサルタント業務】

- ①又は②を提出
※委任先がある場合は、委任先も登録を受けていることが分かる書類も添付すること。
- ① 建築士事務所登録証明書(写し可)
※申請日前おおむね 3 か月以内に発行されたものに限る。
- ② ②建築士事務所登録(更新) 通知書

【補償コンサルタント業務】

- ① 直近に提出した補償コンサルタント登録規程第 7 条 第 1 項の規定による現況報告書写し(確認印の有無は問わない)
※財務諸表部分を除く。
※委任先がある場合、委任先が登録されていることが分かるものを添付すること。
- ② 直近の現況報告書の内容から営業所の状況に異動があった場合、補償コンサルタント登録規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等の写し

【地質調査業務】

- ① 直前に提出した地質調査業者登録規程第 7 条第 1 項の規定による現況報告書の写し(確認印の有無は問わない)
※財務諸表部分を除く。

※委任先がある場合、委任先が登録されていることが分かるものを添付すること。

- ② 直近の現況報告書の内容から営業所の状況に異動があった場合、地質調査業者登録
規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等の写し

(10) 財務諸表

① 法人の場合

直近1年度分の営業年度における貸借対照表及び損益計算書

② 個人の場合

直近1年度分の営業年度における貸借対照表及び損益計算書、又は確定申告書及びこれに添付した内訳書等の写しを提出してください。

※確定申告書にマイナンバーの記載があるものは黒塗りした状態で提出してください。

(11) 納税証明書

次のとおり、未納の税額が無いことの証明書の写しを提出してください。

① 市内業者（市内に本社又は営業所を置く事業所）

- ・北秋田市財務部税務課又は各窓口センターで発行する「納税証明書（過去3か年分の納付状況等）」

※法人代表者個人の納税証明書の提出は不要ですが、必要に応じて確認する場合がありますので、「納税状況確認同意書」の提出をお願いします。

- ・総合県税事務所納税部及び各支所（※北秋田支所については、北秋田地域振興局ではなく大館地区総合庁舎になります。）で発行する「納税証明書（滞納がないことが確認できる証明書）」
- ・税務署で発行する「未納の税額が無いことの証明書」（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3）

上記の3つを提出してください。

② 市外業者（県内に本社又は営業所を置く事業所）

- ・総合県税事務所納税部及び各支所（※北秋田支所については、北秋田地域振興局ではなく大館地区総合庁舎になります。）で発行する「納税証明書（滞納がないことが確認できる証明書）」
- ・税務署で発行する「未納の税額が無いことの証明書」（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3）

上記の2つを提出してください。

③ 市外業者（県外業者）

- ・税務署で発行する「未納の税額が無いことの証明書」（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）を提出してください。

※電子納税証明書を印刷したものも可とします。

(12) 特別徴収実施状況申告書

市内に本社又は営業所を置く事業所、若しくは北秋田市民を従業員として雇用している事業所は提出をしてください。

(13) 誓約書

- ① この書類は、業者登録申請を行うすべての方が提出してください。
- ② 日付は、この書類の申請月日を記入してください。
- ③ 「商号又は名称」欄には、商号又は会社の名称を記入してください。
- ④ 「代表者職氏名」欄には、「代表取締役」、「代表取締役社長」、「取締役社長」等の肩書きを正確に記入してください。なお、個人事業の方については、「代表」と記入してください。
- ⑤ 代表者職氏名欄の押印は実印になります。

(14) 法人市民税の確定申告書

市内に従たる営業所を有し、本社（市外）からの権限の委任により市内登録の申請を行う場合は提出をしてください。

(15) 登記簿謄本

法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写しを提出してください。